

船橋市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成26年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年11月1日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	鈴	木	いくお
同	大	矢	敏子

平成15年度

市長からの通知年月日 平成28年9月26日

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事	現在の状況 (平成28年7月1日現在)
99	86	総合体育館 (生涯スポーツ 課)	監査 結果	会社の会計規程における随意契約の基準が、市の基準よりも甘い。	平成28年4月1日に、市に準じた基準に改正した。